

警察庁内交企発第50号
61原局(特会)第323号
環企管第70号
文教施第133号
厚生省総第285号
61水漁第2939号
61資庁第8956号
運総第79号
郵官企第44号
発政調第21号
建設省経事発第43号
自治政第57号
昭和61年7月7日

関係都道府県知事(別記)あて

警察庁交通局長
八島幸彦
科学技術庁原子力局長
松井隆
環境庁企画整備局長
岡崎洋
文部省教育助成局長
阿部充夫
厚生大臣官房長
北郷勲夫
農林水産大臣官房長
栗 絲
資源エネルギー庁長官
野々内 隆
運輸省運輸政策局長
棚橋 泰
郵政大臣官房長
成川富彦
労働大臣官房長
岡部晃三
建設省建設経済局長
牧野 徹
自治大臣官房長
津田 正

発電用施設周辺地域整備法による整備計画対象施設としての「道路交通の安全に関する施設」の内容に「信号機」を追加することについて

(昭和61年7月17日 警察庁内交企発第169号、警察庁内交企発第94号、警察庁内会発第370号、警察庁内規発第73号、警察庁交通局交通企画課長、警察庁長官官房企画課長、警察庁長官官房会計課長、警察庁交通局交通規制課長から警視庁総務部長、警視庁交通部長、各道府県警察本部長、(参考送付先)各管区警察局長あて)

みだしのことについて、昭和61年度電源開発促進対策特別会計予算政府原案において、「道路交通の安全に関する施設」の内容として、従来の「道路標識、交通安全広報車、その他これに準ずる施設(道路の附属物を除く)」に加え、新たに「信号機」を追加することが認められたことについては、「発電用施設周辺地域整備法による整備計画対象施設としての「道路交通の安全に関する施設」の内容に「信号機」を追加することについて(通知)」(昭和61年1月9日付け警察庁内交企発第6号、警察庁内会発第5号、警察庁内会発第14号、警察庁内規発第2号)により通知したところであるが、この度、関係各省庁の共同通達が別添のとおり昭和61年7月7日付けで各都道府県知事あてに発出され、その追加が正式に認められることとなった。

関係都道府県警察においては、当該追加の内容を熟知の上、これを都道府県警察予算等に反映させることとされたい。また、当該のない都道府県警察においては、執務の参考とされたい。

整備計画の作成について

上記の件については、昭和49年9月27日付け「整備計画の作成等について」により通知しているところであるが、その一部を次のように改めたので通知する。

別表を別紙のように改める。

整備計画対象施設一覧表

No	公共用施設名	公共用施設の内容
1	道 路	都道府県道、市町村道（道路の附属物を含む）
2	港 湾	小型船用の水域施設、外郭施設、係留施設及びこれらに伴う臨港交通施設
3	漁 港	沿岸漁業用の小規模な漁港施設
4	都 市 公 園	遮断緑地、児童公園
5	水 道	上水道、簡易水道
6	通 信 施 設	有線放送電話施設、有線ラジオ放送施設、テレビジョン放送共同受信施設その他の有線テレビジョン放送施設、テレビジョン放送中継施設その他の無線施設、その他これに準ずる施設
7	スポーツ又はレクリエーションに関する施設	体育館、水泳プール、運動場、公園、緑地、スキー場、スケート場、キャンプ場、遊歩道、サイクリング道路、その他これに準ずる施設
8	環 境 衛 生 施 設	一般廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）、排水路、環境監視施設、産業廃棄物処理施設、墓地、火葬場、道路清掃車、除雪車、一般廃棄物の運搬車（ごみ収集車、し尿収集車）、霊柩車、公害測定車、その他これに準ずる施設
9	教 育 文 化 施 設	学校および各種学校、公民館、図書館、地方歴史民俗資料館、青年の家、その他社会教育施設、労働会館、学校給食センター、柔剣道場、集会所、幼稚園、文化会館、給食運搬車、スクールバス、その他これに準ずる施設
10	医 療 施 設	病院、診療所、保健所、母子健康センター、主要な医療装置・器具、救急車、その他これに準ずる施設
11	社 会 福 祉 施 設	児童館、保育所、児童遊園、母子福祉施設、老人福祉施設（老人ホーム、老人福祉センター、老人憩いの家、老人休養ホーム、老人浴槽車等）、その他これに準ずる施設
12	消 防 に 関 する 施 設	消防施設
13	国 土 保 全 施 設	地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、森林保安施設、海岸保全施設、河川、砂防施設
14	道 路 交 通 の 安 全 に 関 する 施 設	信号機、道路標識、交通安全広報車、その他これに準ずる施設（道路の附属物を除く）
15	熱 供 給 施 設	地域冷暖房施設、その他これに準ずる施設
16	産 業 の 振 興 に 寄 与 す る 施 設	<p>（農林水産業に係る施設）</p> <p>農道、林道、農業用排水施設、集落排水施設、農林水産物の共同貯蔵所、市場、養魚施設、選果場、稚蚕飼育所、農林漁業者の生活改善のための普及展示等の施設、魚礁、物揚場、船揚場、バージ船、共同利用型漁船・大型漁具、農林水産物の共同加工・運搬流通施設、家畜衛生施設、共同農業用機器、農業試験場、林業試験場、水産試験場、その他これに準ずる施設</p> <p>（観光業に係る施設）</p> <p>スキー場、テニス場等のスポーツ施設、遊歩道等のレクリエーション施設、遊戯施設、国民宿舎等の宿泊・休養施設、駐車場、観光センター、その他これに準ずる施設</p> <p>（商工業その他産業に係る施設）</p> <p>工業団地、工業用水道、職業訓練施設、商工会館、物産館、その他の普及展示等の施設、市場、荷さばき場、駐車場、工業試験場、アーケード、トラックターミナル、流通センター、共同倉庫、その他これに準ずる施設</p>